

発注見通しの公表について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約について、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第149条第2項第1号の規定により、次のとおり公表する。

令和8年3月5日

1 役務の名称及び数量

名称：令和8年度岡山県精神保健福祉センター庁舎清掃業務委託

数量：1,340.15㎡

2 契約を締結する時期

令和8年4月1日

3 契約担当課

岡山県保健医療部健康推進課

（岡山県精神保健福祉センター支援事務科）

4 その他

- (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約とは、福祉関係施設において製作された物品の買入れ又は役務の提供を受ける契約若しくはシルバー人材センター、母子・父子福祉団体等から役務の提供を受ける契約のことをいう。
- (2) 当該業務委託に係る予算が令和8年2月定例県議会において議決されることが契約締結等の条件である。